

車両売却一般競争入札説明書

1 競争入札に付する物件の概要

入札に付する物品・数量等

◎車両

物件番号	車両	年式	ミッション	予定価格（税込）
1	いすゞ ポンプ車	平成16年3月	MT	244,300円
車両総重量	型式	乗車人数	総排気量	燃料
6,980kg	KK-FRS33D4J	6人	8,220cc	軽油
車体寸法（cm）		リサイクル料金	走行距離	車検満了日
長さ646 幅230 高さ288		9,140円	27,946km※	令和8年3月21日
設備		備考		
○夏タイヤ（ホイール付き） ○スタッドレスタイヤ（ホイール付き）		○外観、内装共に経年劣化や使用に伴う傷や錆、汚れ等あり。 内装シート部分破れ有り。 ○エンジンギアに欠損あり。走行するためには修理が必要。		

物件番号	車両	年式	ミッション	予定価格（税込）
2	川崎 ショベルローダ	平成8年11月	AT	1,790,000円
車両総重量	型式	乗車人数	総排気量	燃料
10,890kg	65J3	2人	6,490cc	軽油
車体寸法（cm）		アワーメーター	走行距離	車検満了日
長さ713 幅245 高さ343		8,374.2	41,163km※	令和6年12月11日
設備		備考		
○バケット ○排土板		○外観、内装共に経年劣化や使用に伴う傷や錆、汚れ等あり。 内装シート部分破れ有り。 ○使用する場合は、車検、整備点検を行う必要あり。		

※走行距離は、令和7年8月29日現在の推定値

※記載されているリサイクル料金は契約金額と別途で納入していただきます

2 入札の方法

一般競争入札

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たした者であること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- （2）一般競争入札参加申込書を指定した期日までに提出していること。

4 入札参加申込の方法

(1) 申込期間

令和7年11月7日（金）まで
午前9時～正午まで及び午後1時～午後4時まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 提出先

五所川原地区消防事務組合 消防本部 総務課(以下「消防本部総務課」という)

(3) 提出書類

- ①一般競争入札参加申込書
- ②誓約書
- ③身分証明書（申込者が個人の場合）※写し可
登記事項証明書（申込者が法人の場合）※写し可
- ④委任状（申込者以外が代理で入札を行う場合）
委任状添付書類：印鑑証明書（発行日から3箇月以内のもの）
- ⑤市長村税の納税証明書（市町村税の滞納がないことを証する書類）
- ⑥所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
※法人の場合は法人税の納税証明書も必要とします。
※五所川原市、鶴田町、中泊町入札参加資格者名簿に登録されている場合は③、⑤、⑥に関しての書類の提出を省略することができるものとする。

(4) 提出方法

消防本部総務課へ郵送（11月7日必着）または持参すること。

5 物件公開について

入札物件を以下のとおり公開するので、希望する場合は事前に消防本部総務課へ連絡すること。

場 所：五所川原地区消防事務組合 消防本部 敷地内

期 間：令和7年10月14日（火）から11月7日（金）まで

午前9時～11時 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

連絡先：消防本部総務課 0173-35-4382

その他：売却物件の確認なしでも入札に参加できるが、売却物件に関する全ての事項を了承しているものとみなす。

6 質疑について

- (1) 質問がある場合は、質問回答書に質問を記載し、あらかじめ消防本部総務課に電話連絡のうえ、令和7年10月31日（金）午後4時までにFAXにより提出すること。
- (2) 質問者に対しては、速やかにFAXにより回答する。

7 入札日時及び場所

日時：令和7年11月13日（木）午前10時

場所：五所川原地区消防事務組合 消防本部 2階会議室

8 入札当日の持参書類等

- (1) 入札書（封筒に入れ提出）
- (2) 印鑑（代理人の場合は使用する印鑑として届け出した印鑑）
- (3) 封筒は記載例のとおり記入し提出すること。

9 入札方法等

- (1) 落札にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするため、税込み額（消費税等相当額を加算した金額）を記載すること。
- (2) 代理人が入札をする場合は、委任状を必ず提出すること。委任状の提出がない場合、入札に参加することはできない。

10 入札保証金

五所川原地区消防事務組合財務規則第10条において準用する、五所川原市契約事務規則第6条第1項第4号の規定により免除する。

11 入札の無効等

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) 入札参加者又はその代理人が入札時に立会しないとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札者心得書に掲げる入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の価格で申込した者のうち最高価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札者が契約を締結しない又は売却代金を納付期限までに納付しない場合は、最高価格申込者の入札価格に次ぐ高い価格で、かつ、予定価格以上の価格で入札した者を落札者とする。

13 契約の締結

落札者は落札決定の日から7日以内に契約を締結すること。期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

14 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の5以上を契約締結前に納付すること。
- (2) 契約保証金は契約保証金等充当依頼書を提出した上で売却代金に充当できる。

15 売却代金

- (1) 落札者は、組合が発行する納入通知書により、契約締結の日から30日以内に売却代金を一括して納入すること。
- (2) 落札者が売却代金を納付期限までに納付しない場合は、その権利を失う。

16 物品の引渡し日時および場所

- (1) 原則として売却代金納入後、15日以内に引渡しを行い、具体的な引渡し日時は落札者と組合で協議して決定する。
- (2) 場所：五所川原地区消防事務組合 消防本部敷地内にて引渡しとする。

17 引渡し後の手続き

(1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行って下さい。なお抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引き渡しの日から60日以内に消防本部総務課へ提出すること。

(2) 車両を再登録等（再利用）する場合

ア 契約者は一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡後、14日以内に消防本部総務課へ提出すること。

イ 契約者は、消防章・赤色回転灯・サイレンアンプ等・ボディー文字・マーク等の消去を行い、確認できる写真、書類等を、引き渡しの日から14日以内に消防本部総務課へ提出すること。

18 その他

- (1) 入札物件の契約者への引渡し方法は現状引渡しとし、搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、返金及び補償、落札物件の返品等は一切受け付けない。
- (2) 落札物件の名義変更、運搬等に係る一切の費用及び手続きは契約者の負担とする。
- (3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第33条第1項に規定する譲渡証明書等は契約者の請求に基づき組合で交付する。
- (4) 緊急自動車届出に係る返納手続きは組合で対応する。

19 問い合わせ先

消防本部総務課 経理係 担当：斉藤 佑志

電話0173-35-4382